国立感染症研究所事件―バイオハザードの危険性

東京高裁平成15年9月29日判決

（環境法判例百選[第２版]　その他の環境破壊102　P228）

地域生態システム学科3年　　竹島　一恵

＊バイオハザード（生物災害）：生物又はその毒性代謝物質による生物全てへの危険性・障害。遺伝子組み換え実験によって新しく作られた細胞や強力な病原菌によって引き起こされる災害を指す。

○事実の概要

戸山・早稲田地区に居住または勤務するＸら（原告・控訴人）が厚生労働省戸山宿舎に設置されている国立感染症研究所（以下感染研）を設置・運営しているＹ（国―被告・被控訴人）に対し平穏生活権を含む人格権を根拠に感染研からの排気・排水及び排煙等の同庁宿舎外への排出の差し止めを求めた。

Ｘらは東京地方裁判所（原審）で感染研の戸山地区への移転差し止めを求めていたが原審係属中に感染研が移転し研究活動を始めたため請求の趣旨を変更した。

※原審では

・被侵害者の利益の侵害ないしその危険が具体的に現実化していることが必要

・被害発生の危険性が、Ｘらが主張するような抽象的なものでは足りない

・病原体等が漏出する具体的な危険性があるということが出来ない

としてＸらの請求をいずれも棄却したためＸらは控訴した。（東京地判平成13年3月27日）

○判旨――控訴棄却

・本判決では騒音などの生活妨害ではなく生命・身体・健康といった極めて重大な利益が被侵害利益の対象となっている。

・違法性（受忍限度）の判断要素で生命、身体、健康等の利益とそれ以外の要素で軽重をつけている。

・Ｘらの主張する被害は受忍限度の範囲内にあるか否か。

✿Ｘらの主張「本件における被侵害利益の性質、内容、予測される侵害の規模、感染研の潜在的危険性を考えれば、侵害発生の可能性が具現化したときは、被害の発生を阻止することは不可能であるから、侵害の程度及び侵害行為の態様の如何を問わず、一律に差止め請求が認められるべきである」

✿本判決では「生命、身体、健康等を侵害する可能性が一般的、抽象的に存在すれば、それ自体によって当然に差止請求を認めることになり、他の事情を総合考慮した上で受忍限度の存否を判断する余地はないだろう」

⇒差止請求では被侵害者の利益を侵害する可能性だけではなく侵害行為による利益など様々な要素から受忍限度の範囲内であるかどうか判断すべきである。

・感染研の保有する病原体が外部に漏出した場合、回復困難で甚大な被害を最悪引き起こすことはだれの目にも明らかである。

・Ｘらに具体的な危険性が生じているとは言えず、抽象的で一般的な危険性が存在する。

・感染研の担う広範囲かつ高度で専門的な衛生行政の公共性及び公益性

・感染研、戸山宿舎の安全確保のための設備・従業者教育・管理体制がなされており具体的な危険性を認めがたい。

・ＸらはＹに立証責任があると主張したが具体的な危険性の存在は差止請求の要件と解されるため採用できないとした。

よって感染研の担う業務とこれまでの受忍限度に関する判断基準からＸらに対する危険性は受忍限度の範囲内であり請求を認めることはできないと判断した。

加えて本判決では

①感染研は安全管理体制を徹底し、情報を地域住民や国民に情報公開等をして理解と協力を得ることが重要である。

②感染研への要請として病原体などの漏出が絶対に発生しないように万全を期し、平素から努めるべきである。

と述べ、感染研に対し諸設備・機器の点検・更新、徹底した安全管理体制の構築・見直しなど安全確保のための諸背策の損種と実践を改めて強く要請した。

※Ｘらは上告・上告受理の申し立てをしたが上告棄却・上告不受理（最決平成17年4月26日）となり本判決が確定した。

※立証責任の解釈（伊方原子力発電所事件　最高裁平成4年10月29日）

立証責任は本来原告が行うべきものだが本判決のような安全審査に関する資料をすべて被告行政庁が保持していることを考慮し、被告行政庁はその資料に基づいて主張・立証する必要がある。主張・立証し尽くさない場合は不合理な点があることが推認されるというべきである。

○受忍限度論

騒音・ばい煙・日照権侵害などの公害や生活妨害型の不法行為において違法性を判断する方法ないし基準。これらの行為は，他人の生活を妨害し損害を与える側面とともに自己の所有する施設を用いた生産活動であるなど，権利行使の側面もある。そこで，このような生活妨害行為（⇒ニューサンス）が不法行為となるか否かの判断では行為の違法性が争点となる。古くは権利行使が権利濫用となる場合に違法性を帯びるとしていた。しかし，その後，被害者救済の観点から，受忍限度を超える侵害行為は違法であるという主張がなされるようになった。

[株式会社有斐閣　法律学小辞典第４版]

○平穏生活権

身体的人格権に直結する精神的人格権の一種とされる。これを用いることにより、健康被害に至る以前の「不安感」の状態で差止めなどを請求できるという実践的な意味がある。

[環境法　北村喜宣P209]

＊平穏生活権に基づく請求が容認される例もでている。

廃棄物処分場の建設に関する宮城県丸森町産業廃棄物処分場事件（仙台地決平成4年2月28日判タ）

→高度の蓋然性が認められる場合には侵害行為予防の差止請求が認められた事例。

○国立感染症研究所事件と関連した事件

・理化学研究所Ｐ４施設事件（水戸地裁土浦支部判決平成5年6月15日）

・女川原発事件（仙台地判平成6年1月31日）

○用語など

●係属：訴訟法上の用語で、民事、行政又は刑事の訴訟事件が裁判所において審理中の状態にあることをいう。訴訟係属ともいう。（一般的には「～と関係して」という意味）

　[有斐閣 法律用語辞典第３版]

●人格権

人の生命・身体・自由・名誉・氏名・貞操・信用など人格的な利益は，財産的な利益とともに，他人の侵害から保護されなければならない。これらを違法に侵害することは不法行為となる。このように法的保護の対象となる人格的利益を総称して，人格権と呼ぶ。民法は，この種の人格権として，身体・自由・名誉だけを挙げている〔民710〕が，それは例示であって，人格権には貞操・信用・氏名などが含まれると解されている。人格権を侵害すると，不法行為として損害賠償責任が生じるほか，公害事件など継続的な人格権侵害の事件では，人格権に基づく差止めが認められている。 ⇒プライバシー

[株式会社有斐閣　法律学小辞典第４版]

●挙証責任（証明責任・立証責任）

訴訟において一定の事実の存否が確定されない場合に、その存否が確定されないことにより当事者の一方に帰せられる不利益。立証責任、証明責任ともいう。民事訴訟法〔民訴〕上は、原則として、権利関係の発生、変更、消滅等の法律効果を主張する者が挙証責任を負うと考えられており、刑事訴訟法〔刑訴〕上は、一般に検察官が挙証責任を負う。

[有斐閣 法律用語辞典第３版]

●上告受理の申し立て：民事訴訟で原判決に判例違反などの法令違反があるとして最高裁判所に対して上告審として事件を受理するように求める申し立て。

＊上告審

民事訴訟において、原判決に不服のある当事者が、原判決に判例違反等の法令違反があることを理由に、最高裁判所に対して、上告審として事件を受理するように求める申立て（民訴三一八）〔民訴三一八〕。平成八年の民事訴訟法の改正により、最高裁判所にする上告の理由が原判決の憲法解釈の誤りや重大な手続違反に限られ、原判決の法令違反は上告理由とはならないこととなったが（三一二）〔民訴三一二〕、同時に、最高裁判所の判例解釈の統一の機能を重視する観点から、原判決に最高裁判所等の判例と相反する判断がある事件、その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、上告受理申立て制度が設けられた。最高裁判所が上告審として事件を受理する決定をした場合には、上告があったものとみなされる。刑事訴訟法にも、同様の制度がある（四〇六）〔刑訴四〇六〕。　　[有斐閣 法律用語辞典第３版]